



大阪府警察信用組合

DISCLOSURE

けいしんの現況 2025

目次

【概況及び組織】

ごあいさつ	1
経営理念	1
経営方針	1
沿革	1
※ 組織	1
※ 役員一覧	1
※ 事業の概況	1
組合員の推移	1
◎ 総代会の概要等	2
トピックス	3
◎ 職域密着型金融の推進	3
※ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のため の取組み状況	3
◎ 「経営者保証に関するガイドライン」への対応	3
※ 【主要な事業の内容】	
預金業務	4
融資業務	4
内国為替業務	4
有価証券投資業務	4

【経理及び経営内容】

※ 貸借対照表	5
※ 損益計算書	11
※ 剰余金処分計算書	12
※ 主要な経営指標等の推移	12
※ 業務粗利益及び業務純益等	12
※ 受取利息及び支払利息の増減	12
※ 総資産利益率	12
※ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、 利息及び利回り	13
※ 総資金利鞘等	13
役務取引の状況	13
その他業務収益の内訳	13
経費の内訳	13
※ 業務純益	13
◎ 役員等の報酬体系	14
※ 預金種目別平均残高	15
※ 定期預金種類別残高	15
預金者別預金残高	15
財産形成貯蓄残高	15
※ 貸出金種目別平均残高	16
※ 貸出金金利区分別残高	16
※ 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額	16
※ 貸出金使途別残高	17
※ 貸出金業種別残高及び構成比	17
住宅に関連するローン及びその他のローン残高	17
※ 預貸率の期末値及び期中平均値	17
※ 金融再生法開示債権等の保全・引当状況	18

※ 有価証券種類別残存期間別残高	19
※ 有価証券種類別平均残高	19
※ 預証率の期末値及び期中平均値	19
※ 金銭の信託	19
※ 有価証券等の取得価格又は契約価格、時価及び 評価損益	19
職員1人当りの預金残高及び貸出金残高	20
監査の状況	20
◎ 財務諸表の適正性、財務諸表作成に係る 内部監査の有効性の確認	20

【リスク管理】

※ リスク管理体制	21
一定性的事項	
※ 自己資本調達手段の概要	22
※ 信用協同組合等の自己資本の充実度に関する 評価方法の概要	22
※ 信用リスクに関する事項	22
※ オペレーショナル・リスクに関する事項	22
※ 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	23
※ 金利リスクに関する事項	23
一定量的事項	
※ 自己資本の構成に関する開示事項	24
※ 自己資本の充実度に関する事項	26
※ 信用リスクに関する事項	28
※ 貸倒引当金の内訳	32
※ 貸出金償却額	32
※ 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	33
※ 証券化エクスポージャーに関する事項	33
※ 信用リスク削減手法に関する事項	33
※ 出資等エクスポージャーに関する事項	34
※ リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	34
※ 金利リスクに関する事項	34
※ 有価証券における金利リスクに関する事項	34

【法令等遵守】 【苦情処理措置・紛争解決措置】

※ 法令等遵守の体制	35
※ 苦情処理措置・紛争解決措置の内容	35

【その他】

手数料一覧	36
※ 店舗等一覧	36

※印は、「協金法第6条で準用する銀行法第21条」、「金融再生法」に基づく開示項目

◎印は、「監督指針の要請」に基づく開示項目です。

(なお、法定項目のうち該当がないものについては記載していません。)

◇ 本誌に記載の比率及び金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

概況及び組織

■ ごあいさつ

組合員の皆様には、平素から格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、当組合の現況をご理解いただくため、ディスクロージャー「けいしんの現況2025」を作成いたしましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

当組合は、大阪府警察の福利厚生施策の一端を担い、金融サービスの提供を通じて、組合員とそこそご家族の皆様の生活の安定と向上に寄与できますよう運営しております。

これからも皆様のご期待にお応えできますよう役職員一丸となって努めてまいりますので、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

大阪府警察信用組合
理事長 森本 浩久

■ 経営理念

当組合は、組合員による組合員のための「相互扶助」の職域金融機関として、組合員とそこそご家族の生活の安定と向上に寄与する業務運営を行い、よって警察活動の推進に貢献することとしております。

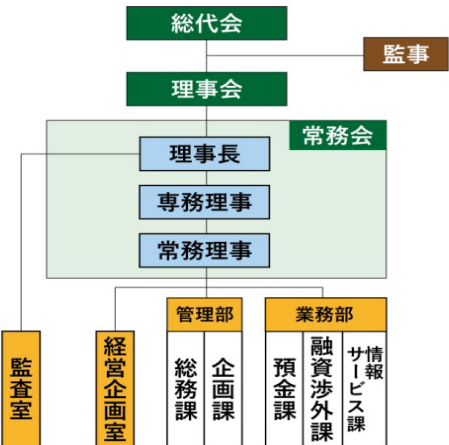
■ 経営方針

- 1 組合員本位の業務運営
- 2 経営基盤の強化
- 3 安定収益の確保

■ 沿革

昭和	25年	7月	大阪市警視庁信用組合として設立
	29年	7月	大阪市警察信用組合に名称変更
	30年	7月	大阪府警察信用組合に名称変更
	54年12月		現金自動支払機(CD)稼働
	56年	6月	利用分量配当実施
平成	7年11月		内国為替取扱開始
	11年	2月	CD全国ネットオンライン加入
	11年	4月	現金自動預払機(ATM)稼働
	12年	4月	郵貯とのCD提携開始
	12年	7月	創立50周年
	13年12月		三井住友銀行とATM提携
	14年10月		新店舗開設(新本部庁舎1階)
	16年	3月	預金量1,000億円を超える
	17年	5月	SKCセンター加盟
	22年	3月	ホームページリニューアル
	25年	3月	警察学校(りんくう)にATM2台を新設
令和	3年	8月	住宅ローン「ペアローン」取扱開始
	4年	2月	住宅ローンオンライン相談サービス開始
	4年	3月	サポートローン(Web完結型)取扱開始
	5年	6月	「しんくみアプリwith CRECO」取扱開始
	6年12月		「Wee b 積立定期預金」取扱開始
	7年	7月	創立75周年

■ 組織



■ 役員一覧

(令和7年7月1日現在)

(常勤)		(非常勤)	
理事長	森本 浩久 (※)	常務理事	岩見 宣幸
専務理事	太田 博幸 (※)	理事	熱田 好司 (※)
常務理事	岩崎 勝也 (※)	理事	磯野 貴章 (※)
		理事	上野 琢磨 (※)
		理事	尾崎 亮太 (※)
		理事	上尾 弘 (※)
		理事	田淵 久善 (※)
		監事	田中 正紀
		員外監事	永田 学

※ 当組合は、職員出身者以外の理事9名(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

■ 事業の概況

令和6年度は、日本銀行による金融政策の修正により、市場金利が上昇するなど、金融機関を取り巻く経営環境は、大きく変化いたしました。

このような環境の中、組合員とそこそご家族の生活の安定と向上に寄与する「相互扶助」の経営理念に基づき、「新規貸出金の推進」、「リスク管理を徹底した余資運用」及び「経費執行の最適化」に努めました。

令和7年度も、米国の関税政策や市場金利の上昇懸念等により、不安定で厳しい経済・金融情勢が続いておりますが、大阪府警察の福利厚生団体の一員として、経営方針を「組合員本位の業務運営」、「経営基盤の強化」及び「安定収益の確保」と位置づけ、「安心」かつ「安全」な金融サービスの提供に努めてまいります。

■ 組合員の推移

区分	組合員数		前年度対比
	令和5年度	令和6年度	
個人	36,281	36,471	190
法人	7	7	0
合計	36,288	36,478	190

概況及び組織

■ 総代会の概要等

■ 総代会の役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合の組合員数が大変多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



■ 総代の定数・任期及び選挙方法等

- 1 総代の定数（大阪府警察信用組合定款第30条第2項）
総代の定数は、107人以上170人以内とします。
- 2 総代の任期（大阪府警察信用組合定款第30条第3項）
総代の任期は、2年とします。
- 3 総代の選挙、選挙区及び定数（大阪府警察信用組合総代選挙規程第3条）
総代は、組合員のうちから選挙区ごとに選挙されます。
選挙区は、大阪府警察の各所属、近畿管区警察局、大阪府情報通信部及び大阪府警友会を単位とし、総代の定数は、選挙区ごとに1名とします。
- 4 選挙の方法（大阪府警察信用組合総代選挙規程第5条）
選挙は、選挙区ごとに組合員の互選によって行い、無記名投票とします。
投票は、組合員一人につき1票とします。

〔総代選挙区と定数〕（令和7年7月1日現在）

選挙区	選挙区数	総代数
大阪府警察	140	140
近畿管区警察局	1	1
大阪府情報通信部	1	1
大阪府警友会	1	1
計	143	143

■ 通常総代会の開催状況

令和7年6月25日（水）、プリムローズ大阪で開催された「第75期（令和6年度）通常総代会」において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ○ 議決事項 | ○ 報告事項 |
| ・ 第75期 貸借対照表及び損益計算書の件 | ・ 第75期 事業報告について |
| ・ 剰余金処分案の件 | |
| ・ 令和7年度 事業計画の件 | |
| ・ 役員選出の件 | |

概況及び組織

■ トピックス（令和6年度）

- Web積立定期預金の取扱い開始
- 奨学金借換えローンの金利引下げ

■ 職域密着型金融の推進（令和6年度）

■ ライフプラン構築の支援を通じた職域貢献

職域金融機関の特性を活かし、皆さまによりご満足いただけるよう大阪府警察の福利厚生施策の充実に積極的に参加させていただくとともに、次の取組みを推進しております。また、これら取組内容の開示などを通じて、業務運営等のさらなる透明性の向上に努めております。

所属巡回ライフプラン講話の実施

組合員の皆さまに役立つ情報提供を行うため、ファイナンシャルプランナーの資格を持つ当組合の職員を派遣して「所属巡回ライフプラン講話」を開催いたしました。

トップセールスの実施

トップセールスとして、当組合常勤理事が79の所属を訪問いたしました。

個別相談会の開催

警察職員の生活設計の構築に資するため、各警察署におきまして署員の皆さまを対象に、住宅ローンをはじめとする融資及び各種預金に関する手続きや相談を承る個別相談会を定期的に開催しました。

ライフサイクルプラン研修（30歳、40歳、50歳）への参画

警察職員の生活設計の構築に資するため、大阪府警察本部のライフサイクルプラン研修に参画し、年代に応じたライフプラン関連資料を配付させていただきました。

退職予定者の方に対する支援活動

退職予定者ライフサイクルプラン研修において、セカンドライフのお役に立つライフプラン講話を行うとともに、退職後も組合員として当組合の各サービスを引続きご利用いただくための諸手続きについて案内させていただきました。

■ 預金・融資等を通じた職域貢献

ローンの条件変更等への対応

「返済計画の見直し」などのご相談や、ご利用いただいている「ローンの条件変更」等のご要望に対応させていただきました。

退職記念定期預金 及び 普通預金金利優遇のお取扱い

定年・勲奨退職される組合員の皆さまには、永年にわたる当組合とのお取引に対し感謝の気持ちを込め、有利な金利の「退職記念定期預金」をご用意しました。他の金融機関からの預け替え資金もご利用でき、多数の方から大切な退職金をお預かりしました。さらに、厚生年金等の受取口座を当組合の普通預金にご指定された方を対象に、普通預金の金利を優遇しております。

■ 社会貢献活動（各種団体等）への取組み

各団体への支援活動

当組合では、社会貢献活動の一環として、大阪府暴力追放推進センター、大阪府警察育英会、大阪被害者支援アドボカシーセンター、大阪少年補導協会、大阪府防犯協会連合会及び大阪府警友会への支援を行っております。

互助会事業課主催（住宅提携グループ協賛）の住宅相談会への参画

会場専用ブースにおいて、住宅ローン相談に対応させていただきました。

協賛チラシの作成

健康管理センターとの協賛チラシを作成しました。

■ 今後の取組み

今後も、職域金融機関として金融の円滑化を推進し、組合員の皆さまに貢献できるよう、職域金融機関の特性を活かした取組みを推進してまいります。

■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

当組合は職域信用組合のため該当ありません。

■ 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合は職域信用組合のため該当ありません。

(令和7年7月1日現在)

商 品 名	概 要
け い し ん 積 立	○住宅購入、マイカー購入及び教育資金などにご利用できます。 ○期間の定めはなく、解約又は中止のお申し出まで積立ては継続されます。
W e b つ み た て	○Web申込・変更ができる「給与控除・賞与控除」専用の積立定期預金です。
財 形 住 宅 貯 蓄	○住宅購入・増改築等に利用し、法令に定められた必要書類の提出など、一定の要件を満たすと、非課税申告額の範囲内で預金利息が非課税となります。
一 般 財 形 貯 蓄	○住宅購入・増改築等の資金のほか、様々な用途にご利用できます。
ス ー パ ー 定 期	○預入時の金利は、満期日まで変わりません。 ○預入期間は、1ヵ月から5年までご指定できます。
大 口 定 期	○預入金額は、1,000万円以上です。 ○預入時の金利は、満期日まで変わりません。 ○預入期間は、1ヵ月から5年までご指定できます。
期 日 指 定 定 期	○預入金額は、300万円未満です。 ○預入日から1年据置後、元金（1万円単位）と利息の一部引き出しができます。
変 動 金 利 定 期	○預入日から6ヵ月毎に金利の見直しをいたします。 ○預入期間は、3年です。
普 通 預 金	○給与等の振込指定ができます。 ○クレジットカードや携帯電話等の利用料金の引落口座としてご利用できます。 ○キャッシュカードを使って、提携金融機関及びコンビニATMで、お引出しと残高照会ができます。
無 利 息 型 普 通 預 金	○利息は付きません。 ○預金保険制度により、全額保護の対象となります。

(令和7年7月1日現在)

商 品 名				資 金 使 途 等	融 資 限 度 額	融 資 期 間
住 宅 関 連 ロ ー ン	住 宅 ロ ー ン	固定金利 選択型	3 年	○居住用住宅・土地の取得又は増改築等の資金 ○他の金融機関からの住宅ローンの借換え資金	6, 0 0 0 万円 (ペアローンは 4, 5 0 0 万円以内) (税込年収超過の場合は、担保が必要)	40年以内 (最終期限は 80歳未満) (ペアローンは 40年以内 最終期限は 75歳以下)
			5 年			
			1 0 年			
			2 0 年			
	変動金利型					
	リ フ ォ ー ム ロ ー ン		○居住用住宅の増改築資金（無担保）		税込年収の範囲内	10年以内
	住 宅 諸 費 用 ロ ー ン		○自宅の売却時に発生する住宅ローンの残債務等の諸費用 ○住宅・土地の取得又は住宅ローンの借換えに伴う諸費用 (登記及び引越等の費用)		1, 5 0 0 万円	40年以内
ラ イ フ プ ラ ン 関 連 ロ ー ン	教 育 ロ ー ン		○入学金、授業料及び下宿等に関する費用		1, 5 0 0 万円	15年以内
					(奨学金借換えローンと合算)	
	マ イ カ ー ロ ー ン		○車両購入資金のほか、自動車に関する費用		税込年収の範囲内	10年以内
	多 目 的 ロ ー ン		○組合が認める資金使途が明確なもの			
奨 学 金 借 換 え ロ ー ン			○組合員本人が返済中の貸与型奨学金借換え資金		1, 0 0 0 万円	15年以内
サ ポ ー ト ロ ー ン			○自 由		税込年収の範囲内	10年以内
サポートローン(Web完結型)			○自 由		1 0 0 万円	10年以内
フリーローン（カード型）			○自 由		1 0 0 万円	3年(自動更新)

(令和7年7月1日現在)

商 品 名	概 要
振 込 ・ 代 金 取 立	○全国の信用組合、銀行など金融機関へ、振込、代金取立のお取扱いを行っております。
A T M 振 込	○現金自動預払機からキャッシュカードにより振込ができるサービスです。

(令和7年7月1日現在)

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式に投資しております。

経理及び経営内容

■ 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和 5 年度	令和 6 年度
(資 産 の 部)		
現 金	797,632	684,968
預 け 金	27,160,424	22,161,114
有 価 証 券	36,874,320	34,510,890
国 債	6,604,150	6,312,890
地 方 債	4,339,110	2,580,480
社 債	25,930,960	25,617,420
株 式	100	100
貸 出 金	60,020,438	63,767,308
証 書 貸 付	57,643,409	61,494,076
当 座 貸 越	2,377,029	2,273,232
そ の 他 資 産	1,028,966	1,140,916
未 決 済 為 替 貸	17,256	33,008
全信組連出資金	697,700	697,700
前 払 費 用	9,634	9,500
未 収 収 益	139,396	149,997
そ の 他 の 資 産	164,979	250,710
有 形 固 定 資 産	21,785	13,686
建 物	604	531
その他の有形固定資産	21,181	13,154
無 形 固 定 資 産	22,306	16,380
ソ フ ト ウ ェ ア	18,126	12,354
その他の無形固定資産	4,179	4,026
繰 延 税 金 資 産	485,617	832,371
貸 倒 引 当 金	△129	△174
(うち個別貸倒引当金)	(-)	(-)
資 産 の 部 合 計	126,411,361	123,127,463

科 目	令和 5 年度	令和 6 年度
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	117,945,878	115,541,003
普 通 預 金	41,807,776	44,005,109
定 期 預 金	76,137,246	71,533,410
そ の 他 の 預 金	855	2,483
借 用 金	-	-
借 入 金	-	-
そ の 他 負 債	357,842	252,714
未 決 済 為 替 借	221,614	118,252
未 払 費 用	105,822	98,632
未 払 法 人 税 等	13,077	11,335
払 戻 未 済 金	13,700	19,362
そ の 他 の 負 債	3,627	5,132
賞 与 引 当 金	28,102	29,635
退 職 給 付 引 当 金	149,061	161,924
役員退職慰労引当金	2,720	4,080
繰 延 税 金 負 債	-	-
負 債 の 部 合 計	118,483,606	115,989,358
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	759,679	754,434
普 通 出 資 金	759,679	754,434
利 益 剰 余 金	8,347,054	8,381,288
利 益 準 備 金	760,313	760,313
その他利益剰余金	7,586,740	7,620,974
特 別 積 立 金	6,755,125	6,755,125
当 期 未 処 分 剰 余 金	831,615	865,849
組 合 員 勘 定 合 計	9,106,733	9,135,722
その他有価証券評価差額金	△1,178,978	△1,997,618
評価・換算差額等合計	△1,178,978	△1,997,618
純 資 産 の 部 合 計	7,927,755	7,138,104
負債及び純資産の部合計	126,411,361	123,127,463

(注)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については、移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建 物 3 年～15 年

その他 4 年～20 年

4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第 4 号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和 4 年 4 月 14 日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

6. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

7. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和 6 年 3 月 31 日現在）

年金資産の額	249,416 百万円
年金財政計算上の数理債務の額	211,033 百万円
差引額	38,382 百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自令和 5 年 4 月 1 日 至令和 6 年 3 月 31 日）

0.234%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 9,895 百万円及び財政上の剰余金 48,278 百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間 8 年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、特別掛金 5 百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。

8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

10. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 17 百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 87 百万円

12. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	-百万円
危険債権額	1 3 百万円
三月以上延滞債権額	-百万円
貸出条件緩和債権額	-百万円
合計額	1 3 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

13. 担保に提供している資産は、為替決済取引の担保として預け金 1, 0 0 0 百万円及び当座借越の担保として預け金 1, 0 0 0 百万円を差し入れております。

14. 出資 1 口当たりの純資産額は 4 7 3 円 7 銭です。

15. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（A L M）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、貸出金、有価証券及び金融機関への預け金です。

① 貸出金

主として個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行による信用リスクに晒されております。

当期の決算日現在における貸出金のうち約 9 0 % は住宅ローンに対するものであり、一部の救済的特別融資を除き、優良保証又は優良担保で保全されております。また、保証会社の業況及び財務内容等の保証履行能力を保証会社の開示資料等により年 1 回以上検討・分析し、当該リスクを排除しております。

② 有価証券

主に債券であり、その他有価証券として保有しております。これらは、発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

③ 預け金

系統中央金融機関（全国信用協同組合連合会）を中心に預入しております。

一方、金融負債は、主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、管理対象を融資関連業務において発生するリスクとし、リスク管理規則、融資規程及び事務取扱要領（融資編）に従い、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、保証や担保の設定、問題債権への対応、融資先の財務状態等に起因する信用リスクの把握など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

なお、当組合は、個人（公務員）を対象としており、信用格付けをベースとしたリスク管理はそぐわない為、信用格付けは行っておりません。

これらの与信管理は、融資渉外課で行われ、定期的又は必要に応じて A L M 委員会に報告する他、管理債権回収状況については、毎月、常務会へ報告しております。また、基準日（3 月 3 1 日）の査定結果については理事会へ報告しております。

更に貸倒引当金は、資産自己査定規程及び資産自己査定要領に基づいて査定された結果を監査室の二次査定を経て償却引当基準に基づき算定しております。

② 市場リスクの管理

当組合は、管理対象を市場関連業務において発生する金利リスク、価格変動リスク及び為替リスクとし、リスク管理規則、A L M 要領、資金運用規程及び資金運用要領において、リスク管理方法や手続きの詳細を明記しており、A L M 委員会においてリスク管理状況の把握・確認、今後の対策等の協議を行っております。

(i) 価格変動リスクの管理

当組合は、金利、為替及び株価の変動による有価証券のリスク感応度の合計を「価格変動リスク管理指標」として設定し、価格の変動幅を管理し、定期的又は必要に応じて A L M 委員会及び常務会へ報告しております。

また、金利更改ラダー表等を作成し、調達額と運用額の残存期間別金額及び金利差を算出し、金利感応性を把握したうえで、その差額や比率を管理し四半期毎に A L M 委員会及び常務会へ報告しております。

(ii) 期間収益の管理

当組合は、金利、為替及び株価を参照してクーポンが定まる運用資産の期間収益に与える影響額を算出・管理し、定期的又は必要に応じてALM委員会及び常務会へ報告しております。

(iii) 信用リスクの管理

当組合は、BBB格以上の債券を取得対象としているため、毎月、保有債券の格付を管理しております。

また、リスク管理規則に基づき、保有資産の市場の変動により生じた又は生じうる影響度を認識測定し、それに付随する信用リスク等については市場リスクで管理しております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」「有価証券」「預け金」「預金積金」であります。

当該変動額の算定に当たっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当該事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、時価は次のとおりと考えられます。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(単位：百万円)

	影響額
貸出金	△2,418
有価証券	△2,020
預け金	△532
預金	1,635
合計	△3,335

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、資金繰りの状況、見通し及び資金繰りに影響を及ぼす諸条件の変化を厳格に把握・管理し、平常時においても流動性危機時を想定しての対応等を確立しております。

また、資金繰り逼迫度を平常時、懸念時及び危機時と区分して管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

16. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。【注2】参照

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	22,161	21,725	△435
(2) 有価証券	34,510	34,510	-
満期保有目的の債券	-	-	-
その他有価証券	34,510	34,510	-
(3) 貸出金(*1)	63,767		
貸倒引当金(*2)	△0		
	63,767	59,184	△4,582
金融資産計	120,439	115,420	△5,018
(1) 預金積金(*1)	115,541	114,686	△854
金融負債計	115,541	114,686	△854

(*1) 貸出金、預け金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

【注1】 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

有価証券の時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については 17. から 20. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

【注2】 市場価格のない株式等及び全信組連出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	0
全信組連出資金	697
合 計	697

(注) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和 2 年 3 月 31 日) 第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

17. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券及び満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

(2) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
債 券			
国 債	-百万円	-百万円	-百万円
地方債	-	-	-
社 債	-	-	-
小 計	-	-	-

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
債 券			
国 債	6,312	7,686	△1,374
地方債	2,580	2,907	△326
社 債	25,617	26,690	△1,073
小 計	34,510	37,285	△2,774
合 計	34,510	37,285	△2,774

18. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

19. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

20. その他有価証券のうち満期があるものの債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1 年以内	1 年 超 5 年以内	5 年 超 1 0 年以内	1 0 年超
債券				
国 債	- 百万円	- 百万円	568 百万円	5,744 百万円
地方債	699	198	378	1,304
社 債	1,197	12,698	7,053	4,667
合 計	1,897	12,896	8,000	11,715

21. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、22,999百万円であります。これらはすべて、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

22. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
賞与引当金	8 百万円
退職給付引当金繰入限度超過額	4 5
役員退職慰労引当金	1
未払事業税	1
その他有価証券評価差額金	7 7 6
繰延税金資産合計	8 3 2
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	-
繰延税金負債合計	-
繰延税金資産の純額	8 3 2

(注) 「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.0%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.0%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は29百万円増加し、その他有価証券評価差額金は27百万円増加し、法人税等調整額は1百万円減少しております。

経理及び経営内容

■損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和 5 年度	令和 6 年度
経 常 収 益	1,031,568	1,049,003
資 金 運 用 収 益	1,000,024	1,019,563
貸 出 金 利 息	689,850	704,315
預 け 金 利 息	57,070	70,191
有 価 証 券 利 息 配 当 金	229,156	229,683
そ の 他 の 受 入 利 息	23,946	15,373
役 務 取 引 等 収 益	8,874	11,284
受 入 為 替 手 数 料	5,779	7,930
そ の 他 の 役 務 収 益	3,095	3,353
そ の 他 業 務 収 益	22,613	18,144
国 債 等 債 券 売 却 益	8,558	—
そ の 他 の 業 務 収 益	14,054	18,144
そ の 他 経 常 収 益	56	10
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	44	—
そ の 他 の 経 常 収 益	11	10
経 常 費 用	946,288	951,734
資 金 調 達 費 用	54,783	61,366
預 金 利 息	54,783	61,366
借 用 金 利 息	—	—
役 務 取 引 等 費 用	272,537	280,735
支 払 為 替 手 数 料	75,262	75,784
そ の 他 の 役 務 費 用	197,275	204,950
そ の 他 業 務 費 用	6,541	—
国 債 等 債 券 売 却 損	6,538	—
そ の 他 の 業 務 費 用	3	—
経 費	612,417	609,586
人 件 費	424,697	429,016
物 件 費	187,228	179,557
税 金	491	1,012
そ の 他 経 常 費 用	7	45
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	44
貸 出 金 償 却	—	—
そ の 他 の 経 常 費 用	7	0
経 常 利 益	85,279	97,268
特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	0	1,757
固 定 資 産 処 分 損	0	1,757
税 引 前 当 期 純 利 益	85,279	95,511
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	16,216	14,474
法 人 税 等 調 整 額	△6,051	△5,963
法 人 税 等 合 計	10,165	8,511
当 期 純 利 益	75,114	87,000
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	756,501	778,849
当 期 未 処 分 剰 余 金	831,615	865,849

【損益計算書注記】

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 5円66銭

経理及び経営内容

■ 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和 5 年度	令和 6 年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	831,615	865,849
剰 余 金 処 分 額	52,766	53,769
利 益 準 備 金	—	—
特 別 積 立 金	—	—
出 資 に 対 す る 配 当 金	7,634	7,615
利 用 分 量 に 対 す る 配 当 金	45,132	46,153
繰 越 金 (当 期 未 残 高)	778,849	812,080

【令和6年度の各配当について】

- 出資に対する配当は、年1%の割合で配当をいたしました。
- 利用分量に対する配当は、
預金利息 100円につき6円
貸出金利息100円につき6円
の割合で配当をいたしました。

■ 主要な経営指標等の推移

(単位:千円)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
経 常 収 益	1,051,297	1,047,482	1,022,969	1,031,568	1,049,003
経 常 利 益	114,015	124,393	87,555	85,279	97,268
当 期 純 利 益	100,493	109,178	79,273	75,114	87,000
出 資 総 額	760,313	755,553	758,773	759,679	754,434
出 資 総 口 数	15,206,268口	15,111,067口	15,175,468口	15,193,583口	15,088,690口
純 資 産 額	9,196,539	8,925,392	8,231,286	7,927,755	7,138,104
総 資 産 額	134,614,931	135,550,368	132,492,000	126,411,361	123,127,463
預 金 積 金 残 高	124,297,488	125,528,717	123,846,651	117,945,878	115,541,003
貸 出 金 残 高	55,230,143	56,644,850	58,451,162	60,020,438	63,767,308
有 価 証 券 残 高	31,908,468	35,681,085	37,414,040	36,874,320	34,510,890
単 体 自 己 資 本 比 率	14.61%	14.05%	13.86%	13.78%	16.08%
出 資 に 対 す る 配 当 金	15,268	15,238	7,609	7,634	7,615
職 員 数	43人	44人	43人	43人	43人

- (注) 1. 残高計数は、期末日現在のものです。
2. 職員数は、役員、期末退職者及びパートの職員は含みません。

■ 業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科 目	令和 5 年度	令和 6 年度
資 金 運 用 収 支	945,240	958,196
資 金 運 用 収 益	1,000,024	1,019,563
資 金 調 達 費 用	54,783	61,366
役 務 取 引 等 収 支	△263,663	△269,450
役 務 取 引 等 収 益	8,874	11,284
役 務 取 引 等 費 用	272,537	280,735
そ の 他 の 業 務 収 支	16,071	18,144
そ の 他 業 務 収 益	22,613	18,144
そ の 他 業 務 費 用	6,541	—
業 務 粗 利 益	697,648	706,890
業 務 粗 利 益 率	0.53%	0.56%
業 務 純 益	85,231	97,303
実 質 業 務 純 益	85,231	97,348
コ ア 業 務 純 益	83,211	97,348
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く)	83,211	97,348

■ 受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度
受 取 利 息 の 増 減	13,267	19,539
支 払 利 息 の 増 減	△ 4,946	6,583

■ 総資産利益率

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.06%	0.07%
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.05%	0.06%

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

- (注) 1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$
2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

経理及び経営内容

■ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息及び利回り

(単位:百万円)

科 目		平 均 残 高	利 息	利 回 り
資 金 運 用 勘 定	令和5年度	129,839	1,000	0.76%
	令和6年度	125,538	1,019	0.81%
うち貸出金	令和5年度	59,190	689	1.16%
	令和6年度	60,793	704	1.15%
うち預け金 (無利息分を除く)	令和5年度	31,244	57	0.18%
	令和6年度	25,597	70	0.27%
うち有価証券	令和5年度	38,706	229	0.59%
	令和6年度	38,449	229	0.59%
資 金 調 達 勘 定	令和5年度	121,490	54	0.04%
	令和6年度	117,128	61	0.05%
うち預金積金	令和5年度	121,490	54	0.04%
	令和6年度	117,128	61	0.05%

■ 総資金利鞘等

区 分	令和5年度	令和6年度
資金運用利回	0.76%	0.81%
資金調達原価率	0.54%	0.57%
総資金利鞘	0.22%	0.24%

(注) 総資金利鞘＝資金運用利回－資金調達原価率

■ 経費の内訳

(単位:千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
人 件 費	424,697	429,016
報酬・給料・手当	333,892	339,608
賞与引当金純繰入額	1,558	1,532
退職給付費用	36,033	33,311
社会保険料等	53,212	54,564
物 件 費	187,228	179,557
事 務 費	105,194	98,560
固 定 資 産 費	29,999	29,813
事 業 費	16,215	16,313
人 事 厚 生 費	1,655	2,207
預 金 保 険 料	17,358	17,156
有形固定資産償却	8,917	8,435
無形固定資産償却	7,888	7,070
税 金	491	1,012
経 費 合 計	612,417	609,586

(注)人件費の報酬・給料・手当は、監査報酬等の額が含まれております。

■ 役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
役 務 取 引 等 収 益	8,874	11,284
受入為替手数料	5,779	7,930
その他の受入手数料	3,089	3,241
その他の役務取引等収益	5	112
役 務 取 引 等 費 用	272,537	280,735
支払為替手数料	75,262	75,784
その他の支払手数料	52,898	53,594
その他の役務取引等費用	144,377	151,356

■ その他業務収益の内訳

(単位:千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
そ の 他 業 務 収 益	22,613	18,144
国債等債券売却益	8,558	—
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	14,054	18,144
そ の 他 業 務 費 用	6,541	—
国債等債券売却損	6,538	—
その他の業務費用	3	—

■ 業務純益

(単位:千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
業 務 純 益	85,231	97,303

経理及び経営内容

■ 役員等の報酬体系

■ 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。

対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、常勤理事には在任期間中の職務執行の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

■ 報酬体系の概要

● 基本報酬

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、常勤理事の基本報酬額につきましては役位により当組合の理事会において決定し、非常勤理事の報酬は原則無報酬としております。ただし、総代会運営規程第8条第1号（エ）に規定する理事の報酬については、理事会の決議により支給しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

● 退職慰労金

常勤理事の退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

■ 役員に対する報酬

（単位:千円）

区 分	当 期 中 の 報 酬 支 払 額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	21,452	60,000
監 事	1,500	3,000
合 計	22,952	63,000

（注）1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事6名、監事1名です。

3. 上記以外に支払った役員退職慰労金は、理事523千円です。

4. 千円未満は切り捨てております。

■ その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

■ 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2.「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3.当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「職員給与規則」及び「職員手当規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることと動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

経理及び経営内容

■ 預金種目別平均残高

(単位:百万円)

種 目	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
流 動 性 預 金	42,616	35.07%	42,870	36.60%
定 期 性 預 金	78,873	64.92%	74,258	63.39%
譲 渡 性 預 金	-	-	-	-
そ の 他 の 預 金	-	-	-	-
合 計	121,490	100.00%	117,128	100.00%

■ 定期預金種類別残高

(単位:百万円)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
固 定 金 利 定 期 預 金	76,137	99.99%	71,533	99.99%
変 動 金 利 定 期 預 金	0	0.00%	0	0.00%
合 計	76,137	100.00%	71,533	100.00%

■ 預金者別預金残高

(単位:百万円)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
個 人	115,356	97.80%	113,138	97.92%
法 人	2,589	2.19%	2,402	2.07%
一 般 法 人	2,536	2.15%	2,399	2.07%
金 融 機 関	-	-	-	-
公 金	52	0.04%	2	0.00%
合 計	117,945	100.00%	115,541	100.00%

(注) 一般法人は、互助会、警察協会などです。

■ 財産形成貯蓄残高

(単位:百万円)

項 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
財 産 形 成 貯 蓄 残 高	1,796	1,686

経理及び経営内容

■ 貸出金種目別平均残高

(単位:百万円)

種 目	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
割 引 手 形	-	-	-	-
手 形 貸 付	-	-	-	-
証 書 貸 付	56,752	95.88%	58,478	96.19%
当 座 貸 越	2,437	4.11%	2,314	3.80%
合 計	59,190	100.00%	60,793	100.00%

■ 貸出金金利区分別残高

(単位:百万円)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
固 定 金 利 貸 出 金	41,651	69.39%	46,957	73.63%
変 動 金 利 貸 出 金	18,369	30.60%	16,809	26.36%
合 計	60,020	100.00%	63,767	100.00%

■ 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円)

区 分			金 額	構 成 比	債務保証見返額
小	当 組 合 預 金 積 金	令和 5 年度	1,498	2.49%	-
		令和 6 年度	1,481	2.32%	-
	有 価 証 券	令和 5 年度	-	-	-
		令和 6 年度	-	-	-
	動 産	令和 5 年度	-	-	-
		令和 6 年度	-	-	-
	不 動 産	令和 5 年度	52,030	86.68%	-
		令和 6 年度	55,623	87.22%	-
	そ の 他	令和 5 年度	-	-	-
		令和 6 年度	-	-	-
	計	令和 5 年度	53,528	89.18%	-
		令和 6 年度	57,104	89.55%	-
	信用保証協会・信用保険	令和 5 年度	-	-	-
		令和 6 年度	-	-	-
保 証	令和 5 年度	6,454	10.75%	-	
	令和 6 年度	6,636	10.40%	-	
信 用	令和 5 年度	37	0.06%	-	
	令和 6 年度	25	0.04%	-	
合 計	令和 5 年度	60,020	100.00%	-	
	令和 6 年度	63,767	100.00%	-	
(うち保証会社保証付)	令和 5 年度	(57,296)	(95.46%)	(-)	
	令和 6 年度	(60,108)	(94.26%)	(-)	

経理及び経営内容

■ 貸出金使途別残高

(単位:百万円)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	期 末 残 高	構 成 比	期 末 残 高	構 成 比
運 転 資 金	6,899	11.49%	7,024	11.01%
設 備 資 金	53,120	88.50%	56,742	88.98%
合 計	60,020	100.00%	63,767	100.00%

■ 貸出金業種別残高及び構成比

(単位:百万円)

業 種 別	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
個人（住宅・消費等）	60,020	100.00%	63,767	100.00%
金 融 ・ 保 険 業	-	-	-	-
合 計	60,020	100.00%	63,767	100.00%

■ 住宅に関連するローン及びその他のローン残高

(単位:百万円)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
住宅に関連するローン	53,120	88.50%	56,742	88.98%
そ の 他 の ロ ー ン	6,899	11.49%	7,024	11.01%
合 計	60,020	100.00%	63,767	100.00%

(注) 「住宅に関連するローン」の計数には、期末日における住宅ローン、リフォームローン及び住宅諸費用ローンを計上しております。

■ 預貸率の期末値及び期中平均値

区 分		令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
預 貸 率	(期 末)	50.88%	55.19%
	(期 中 平 均)	48.72%	51.90%

経理及び経営内容

■ 金融再生法開示債権等の保全・引当状況

(単位:百万円)

区 分		債 権 額 (A)	担保・保証 等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額合計 (D)=(B + C)	保 全 率 (D)/(A)	貸倒引当金 引 当 率 (C)/(A - B)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和5年度	-	-	-	-	-	-
	令和6年度	-	-	-	-	-	-
危 険 債 権	令和5年度	27	27	-	27	100.00%	-
	令和6年度	13	13	-	13	100.00%	-
要 管 理 債 権	令和5年度	-	-	-	-	-	-
	令和6年度	-	-	-	-	-	-
	三 月 以 上 延 滞 債 権	令和5年度	-	-	-	-	-
		令和6年度	-	-	-	-	-
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和5年度	-	-	-	-	-
		令和6年度	-	-	-	-	-
小 計	令和5年度	27	27	-	27	100.00%	-
	令和6年度	13	13	-	13	100.00%	-
正 常 債 権	令和5年度	60,061					
	令和6年度	63,822					
合 計	令和5年度	60,088					
	令和6年度	63,835					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証等 (B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金 (C)」は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権とは、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金です。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

経理及び経営内容

■ 有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		1 年 以 内	1 年 超	5 年 超	10 年 超	期 間 の 定 め
国 債	令和5年度	-	-	193	6,410	-
	令和6年度	-	-	568	5,744	-
地 方 債	令和5年度	1,803	702	402	1,430	-
	令和6年度	699	198	378	1,304	-
社 債	令和5年度	1,701	9,866	9,384	4,979	-
	令和6年度	1,197	12,698	7,053	4,667	-
株 式	令和5年度	-	-	-	-	0
	令和6年度	-	-	-	-	0
外 国 証 券	令和5年度	-	-	-	-	-
	令和6年度	-	-	-	-	-
合 計	令和5年度	3,505	10,568	9,980	12,820	0
	令和6年度	1,897	12,896	8,000	11,715	0

■ 有価証券種類別平均残高

(単位:百万円)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
国 債	7,607	19.65%	7,606	19.78%
地 方 債	4,662	12.04%	3,873	10.07%
社 債	26,436	68.30%	26,969	70.14%
株 式	0	0.00%	0	0.00%
外 国 証 券	-	-	-	-
合 計	38,706	100.00%	38,449	100.00%

(注) 当組合は、商品有価証券を保有していません。

■ 金銭の信託

- ☐ 運用目的の金銭の信託
該当ありません
- ☐ 満期保有目的の金銭の信託
該当ありません
- ☐ その他の金銭の信託
該当ありません

■ 預証率の期末値及び期中平均値

区 分		令和5年度	令和6年度
預 証 率	(期 末)	31.26%	29.86%
	(期 中 平 均)	31.85%	32.82%

■ 有価証券等の取得価格又は契約価格、時価及び評価損益

- ☐ 売買目的有価証券
該当ありません
- ☐ 満期保有目的の債券
該当ありません
- ☐ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの
該当ありません

□ その他有価証券

(単位:百万円)

項 目		令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
国 債		6,604	7,388	△ 784	6,312	7,686	△ 1,374
	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	208	200	8	-	-	-
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	6,395	7,188	△ 792	6,312	7,686	△ 1,374
地 方 債		4,339	4,508	△ 169	2,580	2,907	△ 326
	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	2,712	2,699	12	-	-	-
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	1,627	1,808	△ 181	2,580	2,907	△ 326
社 債		25,930	26,592	△ 661	25,617	26,690	△ 1,073
	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	2,706	2,690	16	-	-	-
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	23,224	23,902	△ 677	25,617	26,690	△ 1,073
外 国 証 券		-	-	-	-	-	-
	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	-	-	-	-	-	-
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	-	-	-	-	-	-
合 計		36,874	38,489	△ 1,615	34,510	37,285	△ 2,774
	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	5,627	5,590	36	-	-	-
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	31,246	32,898	△ 1,651	34,510	37,285	△ 2,774

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。 2. 当組合は「金銭の信託」及び「デリバティブ等商品」は保有していません。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

□ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券 (単位:百万円)

項 目	貸 借 対 照 表 計 上 額	
	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
非 上 場 株 式	0	0
全 信 組 連 出 資 金	697	697
合 計	697	697

経理及び経営内容

■ 職員1人当りの預金残高及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
職員 1 人 当 り の 預 金 残 高	2,761	2,723
職員 1 人 当 り の 貸 出 金 残 高	1,345	1,413

(注) 預金残高、貸出金残高及び職員数については、期中平均をベースに計上しております。

■ 監査の状況

当組合は、「協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項」に規定する「特定信用組合」に該当しませんが、「貸借対照表」、「損益計算書」、「剰余金処分計算書」につきましては、「E Y新日本有限責任監査法人」の確認・指導を受け、税理士である「員外監事」の監査を受けております。

■ 財務諸表の適正性、財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認

私は当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第75期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、並びに同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令 和 7 年 6 月 26 日
大 阪 府 警 察 信 用 組 合

理 事 長 森 本 浩 久

リスク管理

■ リスク管理体制

金融業務が高度化・多様化・複雑化しているなか、金融機関が抱えるリスクは、量的に増大しているだけでなく、質的にも複雑化しております。

当組合では、リスク管理を経営の重要課題の一つとして位置付け、経営体力・自己資本の水準から許容できるリスク量の適正なコントロールを行い、「健全性の維持」と「収益性の維持・向上」の双方のバランスの取れた経営を目指しております。

具体的には、各業務において発生するリスクを的確に把握し、有効にリスク管理する体制を構築するとともに、検査・監査体制の整備、人材の確保・育成、管理ルールの特明確化等の手段を講じております。

さらに、これらのリスクを経営レベルで統合的に管理を行うために、「ALM委員会」及び「リスク管理委員会」を設置し、市場動向に応じた資産・負債構成の最適な運用方針及び各種リスクの管理方法等を協議しております。

また、これらの方針やリスク管理の状況は、理事会等に定期的に報告し、過大なリスクを負担していないか、牽制・チェックできる体制を確立しております。

■ 市場リスク

金利・為替・株式等の様々な市場リスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し組合が損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

■ 流動性リスク

運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引が出来なくなったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

■ 信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

■ 事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクをいいます。

■ システムリスク

コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク及びコンピュータが不正に使用されることにより、金融機関が有形無形の損失を被るリスクをいいます。

■ 風評リスク

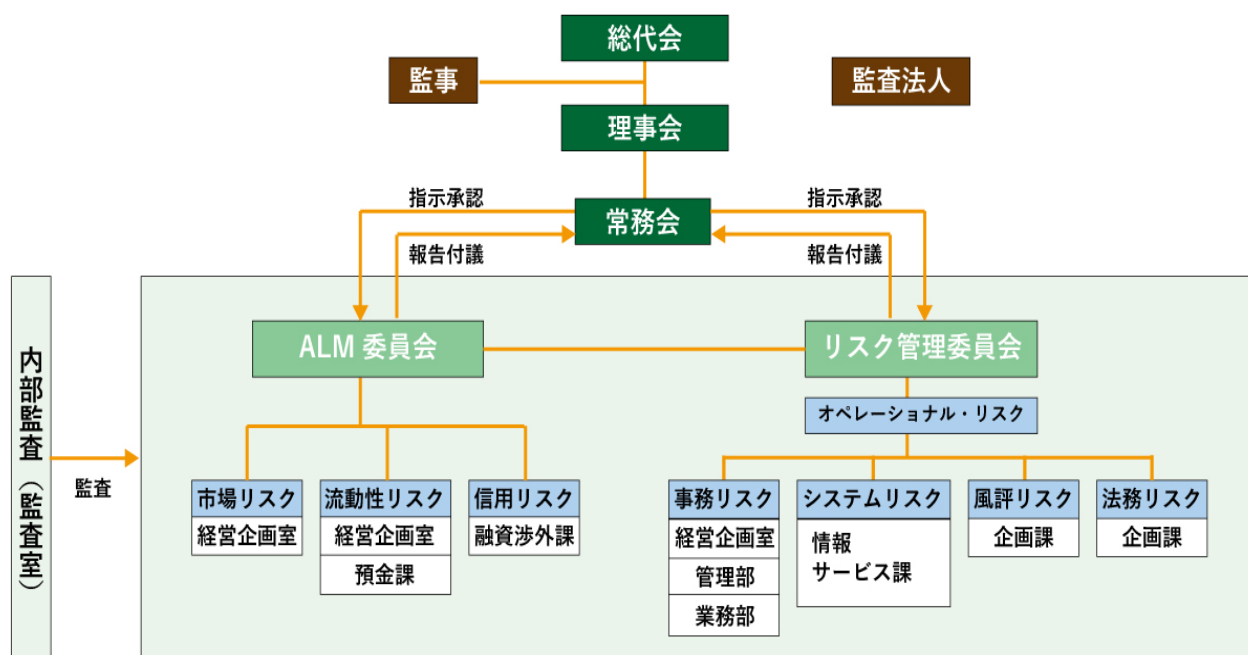
評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害を被るリスクをいいます。

■ 法務リスク

顧客に対する過失による義務違反及び不適切なビジネス・マーケット慣行により組合が損失・損害を被るリスクをいいます。

当組合のリスク管理体制図

令和7年7月1日現在



リスク管理

一定性的事項

- ・自己資本調達手段の概要
- ・信用協同組合等の自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要・・・該当ありません。
- ・証券化エクスポージャーに関する事項・・・現在は、証券化取引を行っておりません。
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・株式及び自己資本比率告示第47条第2項に規定する株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要
- ・金利リスクに関する事項

■ 自己資本調達手段の概要(令和6年度末現在)

当組合の自己資本は、組合員の皆さまによる普通出資の他、利益剰余金により構成されております。

発行主体	大阪府警察信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	754,434千円

■ 信用協同組合等の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで、剰余金の内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・堅実性を充分保っていると評価しております。将来の自己資本の充実策については、年度毎に掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

■ 信用リスクに関する事項

■ リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合では、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を含む「融資規程」を制定し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの管理の状況につきましては、貸出金に係る管理債権の管理を行い、管理債権回収状況について毎月の常務会で報告を行っております。

貸倒引当金は、「資産自己査定規程」及び「資産自己査定要領」に基づいて査定された結果を「償却引当基準」に基づき算定するとともに、その結果については監査法人の確認・指導を受けるなど、適正な計上に努めております。

■ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、次の4つの機関を採用しております。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター（R & I）
- 株式会社日本格付研究所（J C R）
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- S & P グローバル・レーティング（S & P）

■ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、保証などが該当いたします。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、保証には民間保証である「全国保証」、「全国しんくみ保証」がありますが、その手続きについては、組合が定める事務取扱要領等により、適切な事務取扱及び適切な評価を行っております。

告示で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、保証として民間保証が該当します。

総合口座（当座貸越）取引については、「総合口座取引規定」により適切な事務取扱いを行うとともに、適正な管理を行っております。また、「総合口座定期預金の合計額の90%以内又は500万円のうち、いずれか少ない金額」を貸越限度額としているため、現金同等物である定期預金の事前払戻に相当するものと評価しているため、エクスポージャーの額を認識しない取扱いを行っております。

■ オペレーショナル・リスクに関する事項

■ リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的事象により損失を被るリスクをいい、当組合は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク・システムリスク・風評リスク・法務リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理態勢や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会におきまして、協議・検討する態勢を整備しております。

■ B I の算出方法

B I（事業規模指標）の額は、I L D C（金利要素）、S C（役務要素）及びF C（金融商品要素）の直近3年間の平均値を合計して算出しております。なお、I L D C、S C及びF Cの額は金融庁告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

リスク管理

■ ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は金融庁告示250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

■ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

■ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。

■ 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

■ リスク管理の方針及び手続きの概要

出資等及び株式等エクスポージャーは次のとおりであり、これらは売買等を行う目的ではなく、時価もありません。

また、リスク管理につきましては、自己査定において「実質価格」を算出し管理しております。

○全国信用協同組合連合会（全信組連）の出資金

○信組情報サービス株式会社の株式

なお、株式を購入する場合は、「資金運用規程」及び「資金運用要領」に基づき購入することとしており、管理方法は「ALM要領」に基づき行います。

■ 金利リスクに関する事項

■ リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは「金利変動に伴い損失を被るリスク」で、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益の減少ないし損失を被るリスクと定義しており、定期的な評価・計測を行い、適宜対応を講じる態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク及び有価証券の金利リスクの計測など、「NOMURA i-Portシステム」により定期的に計測を行い、「ALM委員会」で協議・検討を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

■ 内部管理上使用した金利リスクの算定方法の概要

銀行勘定における金利リスク

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- ◆ 金利ショック・シナリオ
3シナリオ（上下パラレル、スティープ）
- ◆ 金利ショック幅
円100bp
- ◆ 行動オプション性
保守的な前提に基づいて算出しております。
 - コア預金
対 象：流動性預金全般
算定方法：①過去5年間の最低残高
②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高
③現残高の50%相当額
以上3つのうち最小の額を上限
満 期：5年以内（平均2.5年）
 - 固定金利貸出の期限前返済
算定方法：期限前返済率を3%として金利リスク量を算出
 - 定期預金の早期解約
対象：早期解約率を34%として金利リスク量を算出
- ◆ 金利感応資産・負債
預け金、有価証券、貸出金、預金積金およびその他の金利・期間を有する資産・負債
- ◆ リスク計測の頻度
四半期毎

有価証券における金利リスク

毎月「NOMURA i-Portシステム」を用いて、VaR（信頼区間99.0%、保有期間1年、観測期間5年）により管理しております。

リスク管理

— 一定量的事項 —

- ・自己資本の構成に関する開示事項（自己資本の充実の状況）
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項・・・該当ありません。
- ・証券化エクスポージャーに関する事項・・・該当ありません。
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項・・・該当ありません。
- ・金利リスクに関する事項

■ 自己資本の構成に関する開示事項

（単位:百万円）

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度
コア資本に係る基礎項目（１）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	9,053	9,081
うち、出資金及び資本剰余金の額	759	754
うち、利益剰余金の額	8,347	8,381
うち、外部流出予定額（△）	52	53
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0	0
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0	0
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	9,054	9,082
コア資本に係る調整項目（２）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	16	11
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	16	11
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	16	11

リスク管理

(単位:百万円)

項	目	令和5年度	令和6年度
自 己 資 本			
自己資本の額	(イ) - (ロ) = (ハ)	9,037	9,070
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額		64,285	54,549
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		-	-
うち、上記以外に該当するものの額			
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額			-
勘定間の振替分			-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		1,284	1,845
信用リスク・アセット調整額		-	
フロア調整額			-
オペレーショナル・リスク相当額調整額		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)		65,570	56,395
自 己 資 本 比 率			
自己資本比率	(ハ) / (ニ)	13.78%	16.08%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

リスク管理

■ 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項 目	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	64,285	2,571	54,549	2,181
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	64,285	2,571	54,549	2,181
(i) ソブリン向け	-	-	-	-
(ii) 金融機関向け	5,596	223	5,020	200
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			180	7
(iii) カバード・ボンド向け			-	-
(iv) 法人等向け	14,025	561	9,974	398
(v) 中小企業等・個人向け	35,586	1,423		
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			26,228	1,049
トランザクター向け			-	-
(vii) 抵当権付住宅ローン	3,899	155		
(viii) 不動産取得等事業向け	200	8		
(ix) 不動産関連向け			3,713	148
自己居住用不動産等向け			3,713	148
賃貸用不動産向け			-	-
事業用不動産関連向け			-	-
その他不動産関連向け			-	-
ADC向け			-	-
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			3,700	148
(xi) 三月以上延滞等	-	-		
(xii) 延滞等向け			-	-
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			-	-
(xiv) 出資等	0	0		
出資等のエクスポージャー	0	0		
重要な出資のエクスポージャー	-	-		
(xv) 株式等			0	0
(xvi) 重要な出資のエクスポージャー			-	-
(xvii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	3,505	140	4,006	160
(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	697	27	697	27
(xix) その他	774	30	1,201	48
② 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-
ルック・スルー方式	-	-	-	-
マンデート方式	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1,250%)	-	-	-	-

リスク管理

(単位:百万円)

項 目	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
④ 未決済取引			6	0
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置によりリスク ・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥ CVAリスク相当額を八パーセントで除して 得た額（簡便法）	-	-	-	-
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 八パーセントで除して得た額	1,284	51	1,845	73
BI			1,230	
BIC			147	
ハ 単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	65,570	2,622	56,395	2,255

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%

- 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
- 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 - ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
- 「その他」とは、（i）～（xviii）に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産等が含まれます。
- 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
- オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しております（令和5年度計数）。

<オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

- 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和6年度計数）。
- 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

リスク管理

■ 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別、業種別及び残存期間別）

（単位:百万円）

エクスポージャー 区 分 地 域 区 分 業 種 区 分 期 間 区 分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞 エクスポ ジャー	延滞 エクスポ ジャー
			うち 貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		うち 債 券		うち デリバティブ取引			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
国 内	128,026	125,902	60,020	63,767	38,489	37,285	-	-	-	-
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	128,026	125,902	60,020	63,767	38,489	37,285	-	-	-	-
製 造 業	66,418	60,225	-	-	38,489	37,285	-	-	-	-
農 業、林 業										
漁 業										
鉱業、採石業、砂利採取業										
建 設 業										
電気・ガス・熱供給・水道業										
情 報 通 信 業										
運 輸 業、郵便業										
卸 売 業、小売業										
金 融 業、保険業										
不 動 産 業										
物 品 賃 貸 業										
学術研究、専門・技術サービス業										
宿 泊 業										
飲 食 業										
生活関連サービス業、娯楽業										
教 育、学 習 支 援 業										
医 療、福 祉										
その他のサービス										
そ の 他 の 産 業										
国・地方公共団体										
個 人	60,088	63,835	60,020	63,767	-	-	-	-	-	-
そ の 他	1,519	1,840	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	128,026	125,902	60,020	63,767	38,489	37,285	-	-	-	-
1 年 以 下	28,149	21,157	2,466	2,366	3,500	1,900	-	-		
1 年 超 3 年 以 下	4,407	6,304	799	796	3,601	5,501	-	-		
3 年 超 5 年 以 下	9,842	10,825	1,728	1,708	7,101	7,799	-	-		
5 年 超 7 年 以 下	7,788	6,753	2,278	2,044	5,498	4,697	-	-		
7 年 超 10 年 以 下	9,853	9,033	4,039	4,220	4,798	3,797	-	-		
10 年 超	65,768	69,287	48,707	52,629	13,989	13,588	-	-		
期間の定めのないもの	698	698	-	-	-	-	-	-		
そ の 他	1,519	1,840	-	-	-	-	-	-		
残 存 期 間 別 合 計	128,026	125,902	60,020	63,767	38,489	37,285	-	-		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破綻更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産等が含まれます。
5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

リスク管理

■ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重 平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現金	684	-	684	-	-	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,692	-	7,692	-	-	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	2,910	-	2,910	-	-	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及 び保険会社向け	22,791	-	22,791	-	5,020	22
第一種金融商品取引業者及び保険 会社向け	600	-	600	-	180	30
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含 む）	20,830	-	20,830	-	9,974	48
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	51,743	483	51,743	48	26,228	51
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	10,610	-	10,610	-	3,713	35
自己居住用不動産等向け	10,610	-	10,610	-	3,713	35
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	3,700	-	3,700	-	3,700	100
延滞等向け（自己居住用不動産等向け を除く。）	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポー ジャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	33	-	33	-	6	20
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等に よる保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	0	-	0	-	0	100
合計					48,644	

(注) 1.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3.「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

リスク管理

■ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)								
	0%	20%	30%	35%	50%	75%	150%	250%	合計
	令和6年度								
現金	684	-	-	-	-	-	-	-	684
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,692	-	-	-	-	-	-	-	7,692
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	2,910	-	-	-	-	-	-	-	2,910
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	18,168	4,622	-	-	-	-	-	22,791
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	600	-	-	-	-	-	600
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	-	3,304	-	-	15,324	2,201	-	-	20,830
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	50,461	1,330	-	-	51,791
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	10,610	-	-	-	-	10,610
自己居住用不動産等向け	-	-	-	10,610	-	-	-	-	10,610
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	3,700	-	3,700
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	33	-	-	-	-	-	-	33
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	0	0
合計	11,287	21,506	4,622	10,610	65,785	3,532	3,700	0	121,045

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

リスク管理

■ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	14,203
10%	-	-
20%	27,600	2,699
35%	-	11,141
50%	16,728	-
75%	-	47,449
100%	5,200	1,602
150%	-	-
250%	-	1,402
1,250%	-	-
合 計	49,529	78,496

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位：百万円)

令和6年度				
告示で定めるリスク・ ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	48,027	-	-	48,027
40%～70%	65,740	447	10	65,785
75%	3,528	35	10	3,532
80%	-	-	-	-
85%	-	-	-	-
90%～100%	-	-	-	-
105%～130%	-	-	-	-
150%	3,700	-	-	3,700
250%	0	-	-	0
400%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	120,997	483	10	121,045

- (注) 1. 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

リスク管理

■ 貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項 目	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	期末残高	増 減 額	期末残高	増 減 額
一 般 貸 倒 引 当 金	0	△0	0	0
個 別 貸 倒 引 当 金	-	-	-	-
貸 倒 引 当 金 合 計	0	△0	0	0

(注) 当組は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

■ 貸出金償却額

(単位:百万円)

項 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
貸 出 金 償 却 額	-	-

■ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金								貸 出 金 償 却	
	期 首 残 高		当 期 増 加 額		当 期 減 少 額		期 末 残 高			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気、ガス、熱供給、水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金 融 業、保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 当組は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

リスク管理

■ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

■ 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません

■ 信用リスク削減手法に関する事項

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,498	-	-	50,461	-	-
① ソブリン向け	-	-	-	-	-	-
② 金融機関向け	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		-		-		-
③ カバード・ボンド		-		-		-
④ 法人等向け	-	-	-	-	-	-
⑤ 中小企業等・個人向け	1,498	-	-	-	-	-
⑥ 中堅中小企業・個人向け		-		50,461		-
⑦ 抵当権付住宅ローン	-		-		-	
⑧ 不動産取得等事業向け	-		-		-	
⑨ 不動産関連向け		-		-		-
自己居住用不動産等向け		-		-		-
賃貸用不動産向け		-		-		-
事業用不動産関連向け		-		-		-
その他不動産関連向け		-		-		-
A D C 向け		-		-		-
⑩ 劣後債権及びその他資本性証券等		-		-		-
⑪ 三月以上延滞等	-		-		-	
⑫ 延滞等向け		-		-		-
⑬ 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		-		-		-
⑭ 出資等	-		-		-	
出資等のエクスポージャー	-		-		-	
重要な出資のエクスポージャー	-		-		-	
⑮ 株式等		-		-		-
⑯ その他	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。
2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

リスク管理

■ 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

■ 出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区 分	貸 借 対 照 表 計 上 額	
	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
上 場 株 式 等	-	-
非 上 場 株 式 等	697	697
合 計	697	697

(注) 上記の出資等エクスポージャーは、売却等を行う目的のものではなく、時価はありません。

■ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当ありません

■ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません

■ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ありません

■ 金利リスクに関する事項

■ IRRBB1：金利リスク

(単位：百万円)

項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
1	上方パラレルシフト	3,664	3,335	0	62
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	ス テ ィ ー プ 化	3,235	2,998		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	3,664	3,335	0	62
		ホ		ヘ	
		令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 6 年 度	
8	自 己 資 本 の 額	9,037		9,070	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

■ 有価証券における金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利 ショックに対する損益・経済価値の増減額	△2,500	△1,952

法令等遵守

苦情処理措置・紛争解決措置

■ 法令等遵守の体制

「法令等遵守」（コンプライアンス）とは、法令やルールを厳格に遵守することはもとより、社会的規範を全うすることをいいます。

当組合は、大阪府警察の職域金融機関として、他の金融機関以上に社会的責任を負っており、コンプライアンスを経営の最重要課題として位置付け、コンプライアンスの充実と強化に取り組んでおります。

具体的には、コンプライアンスの統括部署である企画課を中心として、各種法令や社会的規範に則った業務処理が行われているかをチェックする体制を整備するとともに、役職員の行動規範である「コンプライアンスの手引書」を活用し、全役職員にコンプライアンスの周知徹底を図っているほか、「コンプライアンス・プログラム」に則って、法令等遵守状況のチェックや教育・研修などを計画的に実践し、コンプライアンス・マインドの向上に努めております。

■ 苦情処理措置・紛争解決措置の内容

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係るご苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

※ 苦情等とは、当組合との取引に関する情報・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

《当組合へのお申し出先》

業務部をお願いいたします。

〔業務部〕 住 所：〒540-8540 大阪市中央区大手前3-1-1 大阪府警察本部内

電話番号：06-6941-2003

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日及び金融機関の休業日を除く）

苦情等のお申し出は、当組合のほか、大阪地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合業務部へご相談ください）。

名 称	大阪地区しんくみ苦情等相談所 （一般社団法人 大阪府信用組合協会）	しんくみ相談所 （一般社団法人 全国信用組合中央協会）
住 所	〒540-0026 大阪市中央区内本町2-3-9 信用組合会館内	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 全国信用組合会館内
電 話	06-6941-1441	03-3567-2456
受 付 日	月～金（祝日及び金融機関の休業日を除く）	月～金（祝日及び金融機関の休業日を除く）
時 間	9：00～17：00	9：00～17：00

※ 相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お客様のご了解を得たうえ、当該信用組合に対し迅速な解決を要請します。

公益社団法人民間総合調停センター又は東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合業務部又はしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、民間総合調停センターや仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

例えば、兵庫県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

例えば、お客様は、兵庫県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の斡旋人とは面談で、東京の弁護士会の斡旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的内容は、仲裁センター等にご照会ください。

名 称	公益社団法人 民間総合調停センター	東京弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電 話	06-6364-7644	03-3581-0031
受 付 日	月～金（祝日、年末年始を除く）	月～金（祝日、年末年始を除く）
時 間	9:00～12:00 及び13:00～17:00	9:30～12:00 及び13:00～16:00

名 称	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電 話	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日	月～金（祝日、年末年始を除く）	月～金（祝日、年末年始を除く）
時 間	10:00～12:00 及び13:00～16:00	9:30～12:00 及び13:00～17:00

その他

■ 手数料一覧（各手数料は、消費税込みで記載しています。）

（令和7年7月1日現在）

区 分		単 位 等	手 数 料
カ ー ド 再 発 行	紛 失 ・ 破 損 等	1 枚	5 5 0 円
	名 義 変 更 ・ 磁 気 不 良		無 料
残 高 証 明 書 発 行		1 通	2 2 0 円
証 書 再 発 行		1 枚	5 5 0 円
通 帳 再 発 行		1 冊	5 5 0 円
硬 貨 取 扱 手 数 料		1,000 枚 まで	無 料
		1,001 枚 以上 500 枚 ごと	5 5 0 円
他 行 宛 振 込	窓 口 で の 振 込	5 万 円 未 満	3 3 0 円
		5 万 円 以 上	5 5 0 円
	A T M で の 振 込	5 万 円 未 満	2 2 0 円
		5 万 円 以 上	4 4 0 円
個 人 デ ー タ 開 示 請 求		請求内容により所定の手数料が必要となります。	

■ 店舗等一覧

■ 店舗等

（令和7年7月1日現在）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
本 店	大阪府中央区大手前三丁目1番11号 大阪府警察本部1階	06-6941-2003
けいしんカスタマーズ・センター	大阪府中央区谷町三丁目1番9号 M G 大手前ビル1階	06-6946-2505

■ A T M

（令和7年7月1日現在）

設 置 場 所	設 置 台 数
本 店	3 台
大 阪 府 警 察 学 校	2 台



Osaka Police Credit Union 75th Anniversary



本店 TEL 06-6941-2003

ホームページ <https://osaka-keishin.co.jp>

令和7年7月作成